

平成 26 年 8 月 4 日

## 動物愛護先進地視察報告書

### 1 趣旨

殺処分削減に向け、広島県動物愛護センターにおける動物愛護業務の強化について、定時定点引取り業務及び譲渡の促進等の具体的な施策を総合的、抜本的に検討するために、本年度から新たに、動物愛護業務強化検討会(6～9月までに計4回を予定)を開催することとした。この検討会において、返還・譲渡の促進に係る取組み等の検討項目の参考とするために、動物愛護先進地の視察を行う。

### 2 日程

平成 26 年 7 月 10 日 (木) ～7 月 11 日 (金)

※ 視察は 7 月 11 日 (金) 10 時から 12 時まで

### 3 視察地

横浜市動物愛護センター (横浜市神奈川区菅田町 7 5 - 4)

### 4 参加者

氏名	所属等
岡崎 哲夫	広島県動物愛護事業強化検討会委員 広島県議会議員
伊藤 真由美	広島県動物愛護事業強化検討会委員 広島県議会議員
宮崎 誠	広島県動物愛護事業強化検討会委員 公益社団法人日本愛玩動物協会広島県支部長
藤井 光子	広島県動物愛護事業強化検討会委員 広島県動物愛護センター所長
松岡 俊彦	広島県健康福祉局食品生活衛生課 食品衛生担当監
東久保 靖	広島県健康福祉局食品生活衛生課 乳肉水産GL

### 5 視察報告

#### (1) 横浜市動物愛護業務 (資料①)

- 平成 26 年度の主な取組みについては、①動物の愛護・適正飼育普及啓発事業、②猫の不妊去勢手術推進事業、③災害時のペット対策の推進と地域防災拠点への支援などである。

#### ①動物の愛護・適正飼育普及啓発事業

・市民向け教室として、しつけ相談室、飼育体験教室、犬お手入れ教室、お散歩マナー教室などを開催している。

しつけ相談室等には、訓練士のボランティアを積極的に活用している。飼育体験教室

では、譲渡動物の世話の体験を行ってもらっており、ここでもボランティアを活用している（なお、ボランティアには、教室等以外にもセンターでの犬猫の世話等にも協力してもらっている）。

マナー教室は、18区役所で開催しており、センター職員が出張して講演している。

・動物愛護行事としては、動物愛護週間に行う動物愛護フェスタがあり、昨年度は山下公園で開催し、約15,000名が来場した。

他に、保育園児等を対象としたなかよしどうぶつまつりがあり、センターの予算でバスによる送迎を行っている。

高齢動物セミナー、譲渡動物同窓会なども開催している。

・動物に関する相談などは、18区役所とセンターを窓口として行っており、相談内容は、糞尿や鳴き声による苦情などが多い。また、平成25年6月に横浜市猫の適正飼養ガイドラインを作成して、猫の相談等に対応している。

## ②猫の不妊去勢手術推進事業

・手術費用の助成を行っており、上限5,000円として6,000頭、計3,000万円の予算を確保している。なお、この助成には、飼い猫も対象となる。実績としては、年4,500頭程度である。

## ③災害時のペット対策

・ペットの防災関連展示やペットとの同行避難訓練の実施及び支援を行っている。

## ④その他

・犬猫のマイクロチップ装着費用助成については、1頭1,500円として1,000頭、計150万円の予算を確保している。平成24年度の実績は、約800頭である。

・収容動物の譲渡事業については、譲渡前講習会を受講者に対する個人譲渡、団体譲渡（登録団体23団体）、獣医師が適正飼養を説明して譲渡する動物病院を経由した譲渡（主に猫）を実施している。獣医師会の譲渡は、猫が年に160～180頭程度である。

なお、譲渡前講習会の受講後に譲渡することとしているので、譲渡会は実施していない。

・飼い主のいない猫を適正に管理する地域猫活動モデル事業については、モデル地域として登録申請を行ってもらうことで、申請地域の調査を行い、対象猫の不妊去勢手術をセンター等で無償実施するものである。現在、2地区を登録している。

・狂犬病の予防業務については、横浜市でも年々接種率が下がっていることから、その対策を検討しているところである。

他にも、動物取扱業の登録及び監視指導、特定動物の飼養保管許可の業務も実施している。

・動物愛護団体や市民ボランティアとの協働体制については、現在、譲渡対象の犬猫の飼養管理に協力してもらっているところであり、29人が市民ボランティアとして登録している。横浜国立大学の猫活動サークルも登録している。

・市民利用施設としての施設利用については、センターには研修室、動物が入れる飼育体験実習室、芝生のふれあい広場等があり、サークル活動、町内会活動に広く利用できる。平成24年度には、2,533名が利用した。

## (2) 施設見学（横浜市動物愛護センターリーフレット）

- 当該施設は、平成 23 年 5 月に新設オープンのため、ハード面は非常によい。  
しかしながら、前身は横浜市畜犬センターであり、猫の収容、譲渡等は獣医師会に委託していたことから、猫の収容数については想定が難しかった。現在、猫の収容数が想定以上のため、収容から譲渡施設までの観察室、飼養施設等が不足しており、パルボウイルスの感染防止等の個別管理の対応に苦慮しており、最大の課題となっている。

### ①猫観察舎、猫保護室

- ・引取りされた猫は、区役所から搬送されプラットフォームを通り、最初に、臨時に増設した猫観察舎（一時保管室）へ収容されて、パルボ等の疾病の観察が行われる。  
ここで問題のなかったものについては、猫観察舎に移され、更に疾病の観察を行う。  
その後、猫保護室に移し、譲渡の判定及び返還が行われ、譲渡適正猫については、ワクチン接種、不妊去勢手術が行われて、猫ふれあい室へ移される。

### ②犬観察舎、犬保護室

- ・保護、引取りされた犬は、まず、約 20 室ある個別飼育の犬保護室及び犬観察室に収容される。ここで飼養しながら譲渡の判定及び返還が行われ、譲渡適正犬については、ワクチン接種、不妊去勢手術が行われ、犬ふれあい室へ移される。

### ③グルーミング室

- ・収容された犬猫のカットや洗浄を行っている。

### ④犬ふれあい室（譲渡施設）

- ・70 室あまりあるが、部屋の上部は開放されており、空調が通っている。各室にはパドック（個別ではない？）があり、部屋の清掃時にはパドックに犬を退避させる。

### ⑤猫ふれあい室（譲渡施設）

- ・全室エアコン、脱臭器が設置されており、5 室あるが、1 室毎に収容数に応じて猫ケージを積み上げて収容している。世話は市民ボランティアが行っている。

### ⑥処置室（手術室、レントゲン室が付属）

- ・収容動物のワクチン接種、治療、不妊去勢手術、麻酔薬による安楽死処分等を行う。  
犬の場合、概ね 1～3 ヶ月飼養して人に慣れなければ、安楽死処分となる（処分要綱により 2 名以上で判断）。安楽死処分後は、冷凍して、市営斎場で焼却される。処分数は、自然死等を含んで年間犬 50～100 頭、猫 1,000 頭程度である。

### ⑦その他市民利用施設

- ・300 人収容可能な視聴覚室兼研究室、しつけ教室等に利用できる動物が入れる飼育体験実習室等がある。

## (3) その他

### ○ 動物愛護センターの業務

- ・引取り及び苦情・相談窓口である 18 区役所の総括、譲渡業務（健康チェック、不妊

去勢手術を含む)、安楽死処分、啓発業務、さらに、本庁業務を持っており、予算業務も所掌している。

#### ○ 区役所業務

・18 区役所では、曜日を決めて引取りを実施している（センターでは行っていない）。区役所には犬舎等の一時保護施設はあるが、原則、引取った動物は引取り当日にセンターが受け取りに行く。他に、苦情、相談業務を行っている。

#### ○ 横浜市における犬の収容頭数等

・犬の収容頭数は年約 400 頭、うち半分が返還され、120 頭余りが譲渡され、残りは致死処分となっている。

飼い主からの引取りは、70～80 頭であり、考えていたよりも多い。

飼い主不明犬は、300 頭余りであるが、野良犬は全くおらず、飼い犬の遺棄等が多いと思われる。猫の餌やりはいるが、犬の餌やりは存在しない。

#### ○ 猫の収容頭数等

・猫の収容頭数は、年約 1,500 頭、うち 500 頭余りが譲渡され、残り 1,000 頭は致死処分となっている。

飼い主不明猫がほとんどであり、ほとんどが乳飲み仔である。

#### ○ 終生飼養

・譲渡対象となった動物については、譲渡希望がなければ、原則、終生飼養となる。

しかしながら、収容動物全ての終生飼養は、多額の飼養費が必要なために住民の理解が得られないことから、行政では困難と考えている。

センターはシェルターにはなれないので、民間のシェルターとどのように連携できるか検討が必要であると考えている。

#### ○ 獣医師による動物病院を経由した譲渡

・この譲渡では、譲渡後、すぐに死んだ場合は獣医師から苦情が来るので、感染症のチェックが課題となっている。

・獣医師からの譲渡の流れは、開業獣医師が希望者に説明した後、センターに該当猫の有無を問い合わせ、該当猫がいればセンターが搬送するというものである。

なお、ワクチン、不妊去勢は獣医師に依頼して実施してもらっているが、これ以外の譲渡では、センターが全てワクチン、不妊去勢を実施している。

#### ○ 不妊去勢及びマイクロチップの助成

・これらの助成は、いずれも以前は措置前申請であったが、事務作業が煩雑であったことから、今年度から措置後申請としている。

#### ○ 動物愛護センターの総工費

・総工費は、約 38 億円であり、内訳は、建物 13 億円、買い足した土地 18 億円、付属道路 5 億円、造成・植栽 1 億円、その他である。

また、まちづくり交付金を活用しているとのことであった。

### ○ 動物愛護センターの組織、運営等

- ・センター職員は24名で、うち、獣医師11名である。
- ・センターの運営費は、人件費を除いて1億8,000万円である。なお、施設の清掃、収容動物の給餌給水は、業者委託している。
- ・また、センターの新設時には、指定管理者制度を検討していたが、結局、管理者が断ってきたため、センターが運営することとなった。

### ○ 市民行事

- ・まちづくり交付金を活用したことから、センターでは市民施設を併設しているため、市民行事も開催され、より市民にアピールすることができる利点がある。  
ただし、業務多忙で、内容の伴った行事を行うことが難しいので、今後、内容等について検討が必要であると考えている。

## 野良犬・野良猫を削減するための取組

取組	取組の内容	具体的取組	実施主体
野良犬・野良猫対策の周知	行政機関、獣医師会、動物愛護団体等は野良犬・野良猫問題について、共通の認識を持ち、連携して飼い主や地域住民に対し「捨て犬、捨て猫、犬の放し飼いの禁止」「猫の屋内飼養の推奨」「不妊去勢手術の実施」「無責任な餌やり行為の禁止」の周知を図る。	<ul style="list-style-type: none"> <li>HP、広報誌、看板の設置、ポスター・チラシ、その他様々な方法で広報・啓発を実施する。</li> <li>広報・啓発を専門業者を活用して行うなど効果的な方法で実施する。</li> <li>地域住民や飼い主を対象とした講習会などを開催する。</li> </ul>	県獣医師会 動物愛護団体 市町 県（本庁、動愛C）
地域における野良犬（野良猫）対策協議会の設立	市町及び地域住民に対し、野良犬・野良猫問題は地域が主体となって解決すべき問題であることを周知するとともに、長期的視野に立って連携して対策が検討できるよう市町または自治会単位での野良犬（野良猫）対策協議会の設立を支援する。平成26年度中にモデル地区を選定し、モデル事業を実施する。	野良犬対策協議会の設立 <ul style="list-style-type: none"> <li>町内会、市町、動物愛護センター等で協議会を設立する。</li> <li>地域全体で野良犬の保護（捕獲）作業を実施する。</li> <li>→地域の協力が得られるため、野良犬を散らさない効率的な保護作業が可能になる。</li> <li>→保護機で野良犬を保護するために地域で餌やりを禁止する。</li> <li>→大型サークルで野良犬を保護するために餌付けを実施する。</li> <li>外飼いの犬の不妊去勢手術の実施に合意する。</li> <li>モデル事業を実施する。</li> </ul>	飼い主 地域住民 県獣医師会 動物愛護団体 市町 県（動愛C）
		野良猫対策協議会の設立 <ul style="list-style-type: none"> <li>町内会、市町、動物愛護センター、愛護団体等で協議会を設立する。</li> <li>地域全体で野良猫対策を実施する。</li> <li>→野良猫への無責任な餌やり禁止に合意する。</li> <li>→飼い猫の不妊去勢手術の実施に合意する。</li> <li>→地域猫活動に合意する。</li> </ul>	飼い主 地域住民 県獣医師会 動物愛護団体 市町 県（動愛C）
地域猫活動の推進	住宅密集地等において飼い主のいない猫に不妊去勢手術を実施して地域住民の十分な理解の下に管理する地域猫活動について、行政機関、獣医師会、動物愛護団体等で実施方法を検討する。平成26年度中にモデル地区を選定し、モデル事業を開始する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域猫活動に関する講演会を開催する。</li> <li>「動物愛護」と「生活環境の保全」を両立させる活動として啓発する。</li> <li>モデル事業の実施方法の検討会を開催する。</li> </ul>	飼い主 地域住民 県獣医師会 動物愛護団体 市町 県（本庁、動愛C）
引取る犬猫に関する情報の収集	地域住民から所有者不明の犬猫を引取る際に、餌やりや野良犬の親の生息場所を把握するなどのために、引取る犬猫に関する情報の収集に努める。	<ul style="list-style-type: none"> <li>動物愛護センター窓口及び現地引取りにおいて取組を実施する。</li> </ul>	地域住民 市町 県（動愛C）



## 「犬猫の返還・譲渡の促進」に係る取組み

項目	内容
野良犬・野良猫の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ まずは、終生飼養の検討が可能な頭数まで野良犬・野良猫の引取り数を減らすことが重要である。現時点では、「野良犬・野良猫を削減するための取組み（資料3）」を着実に実行する。</li> </ul>
動物愛護団体との連携の拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 引き続き団体譲渡を積極的に行うとともに、団体の登録数を増やすことに努める。また、定期的な会合を設けるなど、動物愛護団体との連携強化を図る。</li> <li>・ 団体譲渡を効率的に行い、これを継続するため、一般住民への譲渡が難しい野良犬・野良猫の団体への譲渡は慎重に検討する。</li> </ul>
収容施設の改修	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県動物愛護センターには、迷い犬・譲渡用の成犬を個別に収容する施設がないが、返還・譲渡を促進するためには、個別収容施設は必要である。</li> <li>・ 県動物愛護センターは昭和 55 年に建設されてから 34 年が経過し、施設面で多くの問題点を抱える老朽化した建物であることから、施設について必要な改修を行い、殺処分ではなく、譲渡を促進する魅力的な施設にしていく必要がある。</li> </ul>
返還・譲渡の啓発強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県動物愛護センターが犬猫の譲渡を行っていることを知らない県民が多いので、専門業者に委託して県民にわかりやすく注目してもらえるポスター・チラシを作成する。また、新たな飼主に貰われやすくなるよう、ホームページの譲渡情報の充実に努める。</li> <li>・ 迷い犬・迷い猫を減らすため、所有者明示（犬鑑札・名札、マイクロチップ）の啓発に努める。</li> </ul>



(別紙)

## 動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務委託仕様書

## 1 事業の目的

県民への動物愛護管理法の積極的な周知及び動物愛護についての普及啓発活動の強化を図り、犬猫の殺処分数を削減することを目的とする。

## 2 業務委託

犬猫の殺処分数を削減するため、動物愛護を推進する著名人を招いた大規模な講演会を企画し、開催する。また、動物愛護に関するポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）を作成し、啓発活動を行う。

項目	内容
講演会の企画、会場手配	派遣先が希望するテーマに即した講演会を企画・開催する。 講演会場借上料等の支払等は、受託事業者が行う。
参加者とりまとめ	講演会への参加の事前受付及び参加決定通知を行う。
講演内での催し	講師の講演前に、観客動員が可能な催し物を行う。 (動物に係るものが望ましい)
講師の選定	派遣先が希望するテーマに即した講師を選定する。
調整等	派遣先、講師との調整を行う。 講師への謝金及び費用弁償の支払等は、受託事業者が行う。
広告企画及び講演会宣伝用・啓発用資材作成	派遣先が希望するテーマに即した講演会及び動物愛護啓発に係るポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）を作成する。 作成費は、受託事業者が行う。
成果品の提出	講演会場利用の実績及び資料 講師派遣実績及び講演会資料 講演会用・啓発用資材の作成実績及び資料

## 3 講師の予定人数

- (1) 講師 1名
- (2) 講師の条件 動物愛護に関する知識及び活動実績を有する、講演が実施可能な著名人とする。

## 4 講演会用・啓発用資材の予定作成数

- (1) 講演会宣伝用ポスター 100枚
- (2) 啓発用ポスター 600枚
- (3) 啓発用チラシ 15,000枚
- (4) 啓発用ポケットティッシュ 15,000枚
- (5) 啓発用エコバック 3,000枚

## 5 業務実施期間

契約締結の日から平成27年3月31日まで

## 6 契約

### (1) 契約の締結

県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。

### (2) 契約の条件等

本業務委託契約書のほか、広島県契約規則（昭和 39 年規則第 32 号）及び広島県会計規則（昭和 39 年規則第 29 号）の定めるところによる。

### (3) 契約保証金

契約保証金はこれを免除する。

### (4) 委託料の内容

ア 事業費は、「講師人件費」、「ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）作成費」、「事業実施に必要なその他の経費」とする。

イ「講師人件費」は、総事業費の4分の1以上とすること。

ウ「ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）作成費」は、総事業費の2分の1以上とすること。

#### エ 講師人件費

##### (ア) 講師料

(イ) 講演会出席のための旅費等の諸手当

オ ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）作成費

(ア) 広告企画費、ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）の印刷料

(イ) ポスター、チラシ及びグッズ（ポケットティッシュ及びエコバック）の印刷料等の諸費用

カ 事業実施に必要なその他の経費

(ア) 既存雇用者（社員等）の人件費。ただし、本委託業務に従事した業務量に応じた費用とし、その内訳が事後確認できること。

(イ) 消耗品（税抜き単価が3万円未満のもの）購入費

(ウ) 機械・機器のレンタル料、リース料

(エ) 通信、運搬、会場借上、その他事業を実施するために必要と認められる経費

キ 対象とならない経費

(ア) 購入代金が3万円以上の機械・機器等の購入経費

(イ) 土地・建物を取得するための経費

(ウ) 施設や設備を設置又は改修するための経費

(エ) 失業者の能力開発を目的とする研修費用等の経費

(オ) その他事業との関連が認められない経費

ク その他の留意事項

本委託業務の実施にあたっては、関係法令等を遵守し、会計処理を適正に行わなければならない。

## 7 成果の帰属及び秘密保持

### (1) 成果の帰属

本委託業務により得られた成果は、原則として県に帰属する。

### (2) 秘密の保持

ア 受託事業者は、本委託業務に関し、受託事業者が、県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。

イ 受託事業者は、本委託業務で知り得た県及び受け入れ先企業等の業務上の秘密を保持しなければならない。

### (3) 個人情報の保護

受託事業者は、本委託業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、広島県個人情報保護条例（平成16年12月17日広島県条例第53号）を遵守しなければならない。

## 8 再委託等の制限

受託事業者は、本委託業務の一部を第三者に委託することができる。その場合は、再委託先ごとに業務の内容、再委託先の概要及びその体制について、事前に県に協議し承認を得なければならない。

## 9 その他

(1) 受託事業者は、本委託業務の実施の進捗状況を適宜報告し、県と調整を図ること。

(2) 受託事業者は、本委託業務の実施にあたって、不明確な点や改善の必要があると認められる場合は、県と協議すること。

(別紙)

## 企画提案の内容

	区 分	企画提案書に記載を求める事項	留意事項
1	業務概要	業務実施に当たっての基本的な考え方	
2	講演会の企画	講演会の企画, 参加者とりまとめ	・具体的な実施方法を説明すること
3	講師の選定	講師等選定及び講師等との調整方法等	・講師は, 動物愛護に関する知識及び活動実績を有し, 講座が実施可能な者
4	広告企画及び講演会宣伝・啓発用資材作成	動物愛護に関する広告企画方法	・啓発内容を統一して広報する方法を説明すること。
5	スケジュール	契約締結日から平成 27 年 3 月 31 日までのすべての業務に係るスケジュール	
6	業務実施体制	①管理運営組織体制 (責任者, 人員配置及び役割分担, 県との連絡体制等) ②個人情報の保護に関する事項	・業務運営上取り扱った個人情報について, 厳正に管理するための体制を明示すること。
7	そ の 他	①本事業実施における御社の優位性 ②独自の追加提案等	・特記すべき事項があれば, 説明すること。

- ・簡潔に記載すること。
- ・文書を補完するためのイメージ図等の使用は可能。

動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務  
公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

(目的)

第1条 県民への動物愛護管理法の積極的な周知及び動物愛護についての普及啓発活動の強化する事業を委託する事業者を選定する審査等を行うため、動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務公募型プロポーザル選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置する。

(業務)

第2条 選定委員会は、前条の目的を達成するため、動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務公募型プロポーザルの審査に係る次の業務を行う。

- (1) 評価基準の審査
- (2) プロポーザルの審査・最優秀提案者の決定

(組織)

第3条 選定委員会は、次の委員をもって構成する。

広島県議会議員 伊藤 真由美  
広島県農林水産局畜産課長  
広島県動物愛護センター所長  
広島県健康福祉局食品生活衛生課長  
広島県健康福祉局食品衛生担当監

(任期)

第4条 委員の任期は、動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」業務委託契約を締結するまでとする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期についても、前号の規定によることとし、補欠については、前任者又は現任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 選定委員会は、必要に応じ開催することとする。

- 2 選定委員会は、委員のうち4名以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員のうち、行政機関に所属する者については、やむを得ない場合に限り、代理者を出席させることができる。
- 4 選定委員会は、委員全員の同意があるときは、書面審査をもって会議に代えることができる。

(事務局)

第6条 選定委員会の事務局は、広島県健康福祉局食品生活衛生課に置く。

附 則

この要綱は、平成26年7月28日から施行する。



広島県動物愛護強化推進事業「動物愛護講演会」企画提案公募日程

月	日	曜日	内容	
8	4	月	公告, 説明書交付, 参加資格確認申請受付, 仕様書質問受付	
	5	火		
	6	水		
	7	木		
	8	金		
	9	土		
	10	日		
	11	月		
	12	火		
	13	水		
	14	木		
	15	金	説明書交付期限, 参加資格確認申請期限	
	16	土		
	17	日		
	18	月	参加資格確認結果通知期限・説明会参加申込期限	
	19	火	説明会	R会議室
	20	水		
	21	木	理由説明請求期限	
	22	金	理由説明請求回答期限	
	23	土		
	24	日		
25	月	仕様書質問書提出期限		
26	火	仕様書質問書回答期限		
27	水			
28	木	提案書提出期限	R会議室	
29	金	選考委員会の審査, 最優秀者決定, 選定結果通知・公表	R会議室	
30	土			
31	日			
9	1	月		
	2	火	非選定理由説明請求期限	
	3	水	理由説明請求回答期限	
	4	木	最優秀者と随意契約締結	R会議室
	5	金		

